

目 次

共済組合

2 掛金・負担金	
(1) 掛金等の種類	1
(2) 掛金等の算定	1
(3) 標準報酬	1
(4) 申出による標準報酬の改定	4
(5) 3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額等の特例	6
(6) 掛金等の免除	8
(7) 海外居住等に伴う介護保険の適用	11

2 掛金・負担金

組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日（退職の翌日等）の属する月の前月までの各月（介護掛金については、当該各月のうち対象月に限る。）について、掛金及び保険料（以下「掛金等」といいます。）を徴収します。共済組合が実施する事業等（医療給付や年金給付など）に要する費用については、組合員の皆さんから徴収する掛金（保険料）と雇用主である地方公共団体等からの負担金により賄われています。掛金等は、給料及び期末手当等が支給される際に源泉徴収されることとなっています。（給料の一部又は全部が支給されないことにより掛金等を源泉徴収することができない場合は、組合員本人が直接共済組合へ当該掛金等を払い込むこととなります。）

（1）掛金等の種類

各事業等に要する掛金等の種類は、次のとおりです。

掛金等の種類	内 容 等
短期掛金	医療給付などの短期給付事業に要する掛金 人間ドックなどの福祉事業に要する掛金も含みます。
介護掛金	介護保険に係る納付金に要する掛金 40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。
厚生年金保険料	厚生年金保険に要する掛金 70歳未満の組合員が対象となります。
退職等年金掛金	年金払い退職給付に要する掛金 (退職等年金)の略称で表記されます。

※ 掛金率、標準報酬等級ごとの掛金額については支部HPに掲載しています。

（2）掛金等の算定

掛金等は、組合員の標準報酬月額、標準期末手当等により次のとおり算定します。

$$\begin{aligned} \text{月例給料に係る掛金、保険料額} &= \text{標準報酬月額} \times \text{掛金(個人分保険料)率} \\ \text{期末手当等に係る掛金、保険料額} &= \text{標準期末手当等} \times \text{掛金(個人分保険料)率} \end{aligned}$$

なお、算定の結果、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

（3）標準報酬

標準報酬は、掛金等の算定の基礎であるとともに、短期給付や長期給付における給付金の算定の基礎となります。

① 標準報酬月額

標準報酬のうち、標準報酬月額は組合員が毎月うける報酬（給与）に基づき

決定します。この決定は、毎年の4月から6月に支給される給与に応じて定期的（年1回）に行われます。（定時決定）

なお、固定的給与の変動により報酬額が著しく変動したときは、変動後の3箇月の給与の平均額を標準報酬等級表に当てはめた等級が従前の等級と比較して2等級以上の差が生じる場合には、即時に標準報酬等級が改定されます。（随時改定）

また、新規採用等により新たに組合員資格を取得したときは、資格を取得した月の報酬（見込額）により標準報酬等級が決定されます。（資格取得時決定）

定時決定、随時改定及び資格取得時決定については、給与支払者からの届出により実施されますので、本人や事務担当者からは特段の手続きは要しません。

標準報酬の決定（改定）の対象者と算定対象となる報酬

種類	対象者	対象となる報酬	手続者
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬（見込額）	給与支払者
定時決定	7月1日現在において組合員である者	4月、5月、6月の報酬の平均	給与支払者
随時改定	報酬の額が著しく変動した者	固定的給与に変動があった月以後の3箇月間の報酬の平均	給与支払者
育児休業等終了時改定	育児休業等を終了した者のうち、改定を希望する者	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3箇月間の報酬の平均	希望する組合員
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した者のうち、改定を希望する者	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3箇月間の報酬の平均	希望する組合員

標準報酬の決定（改定）の時期と適用期間

種類	決定・改定の時期		適用期間
資格取得時決定	資格取得時	1月～5月	その年の8月まで
		6月～12月	翌年の8月まで
定時決定	9月		9月から翌年の8月まで
隨時改定	固定的給与に変動があった 月から4箇月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで
育児休業等終了時改定	育児休業等終了日の翌日が 属する月から4箇月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで
産前産後休業終了時改定	産前産後休業終了日の翌日 が属する月から4箇月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで

標準報酬等級の決定（定時決定）

毎年の4月から6月の給与の平均額により決定します。

4月給与 5月給与 6月給与

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{非固定的給与} \\ 56,000\text{円}} & + & \boxed{\text{非固定的給与} \\ 80,000\text{円}} & + & \boxed{\text{非固定的給与} \\ 80,000\text{円}} \\
 \boxed{\text{固定的給与} \\ 200,000\text{円}} & & \boxed{\text{固定的給与} \\ 200,000\text{円}} & & \boxed{\text{固定的給与} \\ 200,000\text{円}}
 \end{array} \div 3 = \boxed{\text{報酬月額} \\ 272,000\text{円}}$$

↓
標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額	等級	標準報酬月額
⋮	⋮	⋮
250,000円以上 270,000円未満	16	260,000円
270,000円以上 290,000円未満	17	280,000円
290,000円以上 310,000円未満	18	300,000円
⋮	⋮	⋮

→ **標準報酬
第17級
280,000円**

固定的給与・・・基本給、扶養手当、住居手当、通勤手当など

非固定的給与・・・時間外勤務手当、休日勤務手当など

新たに決定された標準報酬等級は9月から翌年の8月まで適用されることとなります。

なお、4月の定期昇給等により著しく報酬に変動があった場合には「随時改定」に該当することとなるため、変動があった4箇月後の7月から改定された標準報酬等級が適用されます。

② 標準期末手当等

標準報酬のうち、標準期末手当等は支給される期末手当及び勤勉手当の総支給額の千円未満の端数を切り捨てた金額となります。

(4) 申出による標準報酬の改定

育児休業の終了から引き続き部分休業や育児短時間勤務を取得することにより、実際に受けている報酬の月額と標準報酬に隔たりがある場合など一定の事由に該当したときは、組合員本人の申出により標準報酬を改定することができます。

① 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了（育児休業等を取得しない場合に限る。）した組合員が申出を行った場合には、その産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3箇月（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を除く。）に受けた報酬の平均額により標準報酬等級表に当てはめた等級と従前の等級に等級差がある場合に標準報酬を改定します。

ただし、産前産後休業に引き続き育児休業等を開始している場合は申出を行うことはできません。

〔手続き方法〕

提出書類：標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

添付書類：産前産後休業の終了を確認できる書類

※ 産前産後掛金免除申出書などで既に共済組合へ提出している場合は省略できます。

※ 写しを提出する場合にあっては、所属所長の原本照合の証明印を押印してください。

提出時期：産前産後休業終了後

② 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が申出を行った場合には、その育児休業等終了日の翌日が属する月以後3箇月（報酬支払の基礎となった日数が17日未満であ

る月を除く。)に受けた報酬の平均額により標準報酬等級表に当てはめた等級と従前の等級に等級差がある場合に標準報酬を改定します。

なお、この改定は3歳未満の子を養育する組合員に限ることとなるため、当該子が3歳となる誕生日の前日まで育児休業等を取得している場合は対象とはなりません。

また、育児休業等終了後、勤務に復帰した場合が対象となりますので、育児休業等に引き続き産前産後休業を開始している場合も対象とはなりません。

[手続き方法]

提出書類：標準報酬育児休業等終了時改定申出書

添付書類：育児休業等の終了を確認できる書類（辞令書の写し）

※ 育児休業手当金の請求などで既に共済組合へ提出している場合は省略できます。

※ 写しを提出する場合にあっては、所属所長の原本照合の証明印を押印してください。

提出時期：育児休業等終了後

産前産後休業終了時改定や育児休業等終了時改定は、当該休業等を終了した場合に必ず申し出を行う必要があるものではありません。申し出は本人の希望により行うことができる制度となっています。

また、この制度は育児等により実際に受ける報酬と標準報酬との隔たりを解消することを目的としていますので、部分休業や育児短時間勤務を取得する場合を除き、復職時調整や手当額の変動により標準報酬を引き上げることもあります。

なお、復職時には基本給、諸手当などの固定的給与の変動を伴うことが多いため、本人の申し出が無い場合であっても、「随時改定」による標準報酬等級の改定が行われることがあります。

③ 年平均による見直し（保険者算定）

業務の性質上、例年4月から6月が繁忙期（又は閑散期）に当たり、他の期間に比べて時間外勤務手当などが多く支給されるなど、定時決定（4月から6月の報酬の平均による決定）によることが著しく不当である場合には、所属所の申立書及び本人の同意書により標準報酬を見直すことができます。（保険者算定）

なお、次の全てに該当する場合に申し出ることができます。

- ・見直しの対象となる標準報酬等級が「**定時決定**」により決定されているこ

と

- ・定時決定された等級と前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除く。）により標準報酬等級表に当てはめた等級との等級差が「**2等級以上**」あること
- ・**業務の性質上、2等級以上の差が例年発生することが見込まれること**（※ 本年に限って、或いは期限を限って多忙となる場合は対象とはなりません。）

〔手続き方法〕

提出書類：標準報酬の決定において年間報酬の平均で算定することの申立書
標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等

添付書類：前年の7月から当年6月までの給与明細（期末手当等は含まない。）
の写し

※ 所属所長の原本照合の証明印を押印してください。

提出時期：定時決定が行われた後

(5) 3歳未満の子を養育する組合員の標準報酬月額等の特例

3歳に満たない子（※1）を養育（※2）する組合員が申し出を行ったときは、当該組合員の標準報酬の月額が子を養育することとなった日（※3）の属する月の前月における標準報酬の月額（従前の標準報酬月額）を下回る場合に、対象期間（※4）の標準報酬の月額を従前の標準報酬月額とみなして年金を計算します。（養育特例）

この養育特例は、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等による報酬の低下により将来受け取ることとなる年金の給付額が低くなることを避けるための措置であるため、短期給付への適用はありません。

また、この養育特例の適用に当たって、追加の掛金（保険料）負担は生じません。

※1 法律上の親子関係をいい、実子及び養子が該当します。配偶者の子（連れ子）は該当しません。

※2 同居し監護することをいいます。

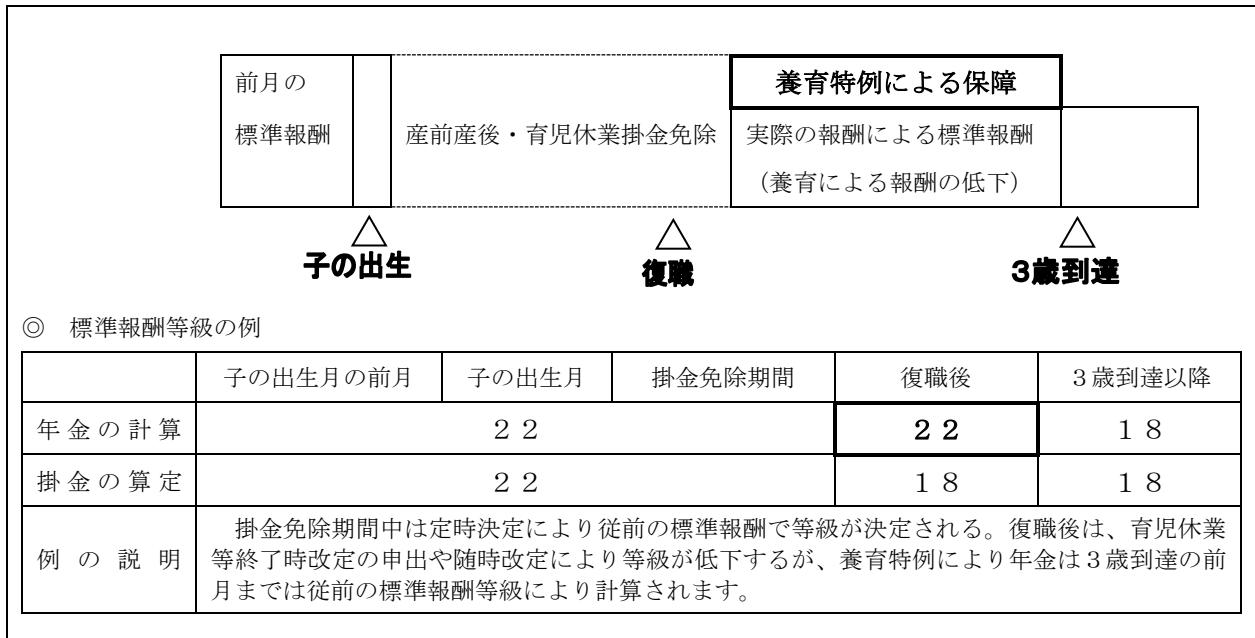
※3 実子については、子の生年月日。養子については、養子縁組の成立した日。

※4 子を養育することとなった日の属する月から、次のいずれかの事由に該当するに至った日の翌日の属する月の前月までとなります。

- ・子が3歳に達したとき
- ・組合員が死亡したとき、又は組合員が退職したとき

- ・子が死亡したとき、子を養育しないこととなったとき
 - ・当該子以外の子について養育特例を受けるとき、又は当該子以外の子について掛け金免除の対象となる育児休業等、産前産後休業を開始したとき

【養育特例の例】



[手 続き 方 法]

提出書類：3歳未満の子を養育する旨の申出書

添付書類：戸籍謄本（又は戸籍抄本）及び住民票

※ 提出日から遡って 90 日以内に発行されたものに限ります。

※ コピーを提出する場合にあっては、所属所長の原本照合の証明を行ってください。

(留意事項)

- ・男性組合員であっても申出を行うことができます。
 - ・産前産後休業中及び育児休業等中は申出を行うことができませんので、復職してからの申出となります。
 - ・育児部分休業や育児短時間勤務の取得、残業の免除など実際の報酬が低下する事がない場合にあっては申出を行う必要はありません。
また、当初は低下していなかったが子が3歳に達するまでの期間において標準報酬等級が低下することとなった時点において申出いただくこともできます。(ただし、2年の時効があります。)
 - ・第1子の養育特例期間中において、第2子の養育特例の申出を行う場合は第1子に係る保障等級と第2子に係る保障等級を比較して高い方の等級を保障

等級とします。

- ・次のいずれかに該当することとなった場合には、養育特例の適用期間が終了することとなります。アに該当する場合を除き、「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」を遅滞なく提出してください。

ア 子が3歳に達したとき

イ 組合員が死亡したとき、又は組合員が退職したとき

ウ 子が死亡したとき、子を養育しないこととなったとき

エ 当該子以外の子について養育特例を受けるとき、又は当該子以外の子について掛け金免除の対象となる育児休業等、産前産後休業を開始したとき

(6) 掛け金等の免除

産前産後休業及び育児休業等を取得した組合員が所定の申し出を行った場合は、定められた期間について、掛け金等が免除されます。

① 産前産後休業掛け金等免除

職員の分娩に伴う特別休暇（産前産後休暇）の承認を受けた組合員が申し出を行った場合には、当該期間のうち産前産後休業期間（※）について、掛け金等（期末手当等の掛け金等を含む。）が免除されます。

（※）産前産後休業期間

出産日（出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から、出産の日後 56 日までの期間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間（特別休暇の産前産後休暇とされた期間）をいいます。

掛け金等は、出産日（出産予定日）以前 42 日の属する月から、出産日後 56 日の翌日の属する月の前月まで免除されます。

なお、出産予定日前に出産した場合において、出産日から出産予定日までの日数を産後休暇の日数に加算する場合であっても、掛け金等の免除期間が延長されることはありません。

【掛金等免除期間の例】

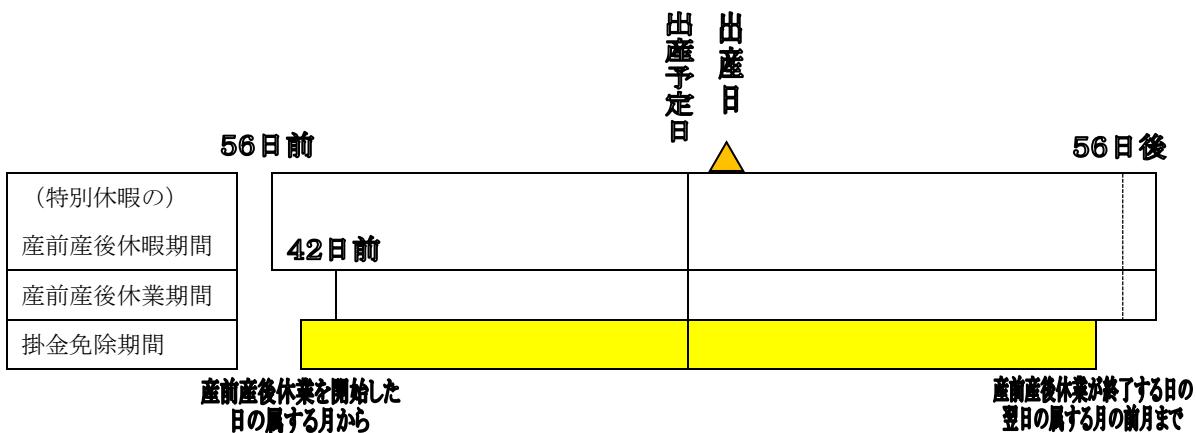
ア 出産予定日に出産した場合



[対象期間]

	期間（自）	期間（至）
産前産後休暇	出産（予定）日の 56 日前 (条例、規則による)	出産（予定）日の 56 日後 (条例、規則による)
産前産後休業	出産（予定）日の 42 日前	出産日の 56 日後
掛金等免除	出産（予定）日の 42 日前の属する月から	出産日の 56 日後の翌日の属する月の前月まで

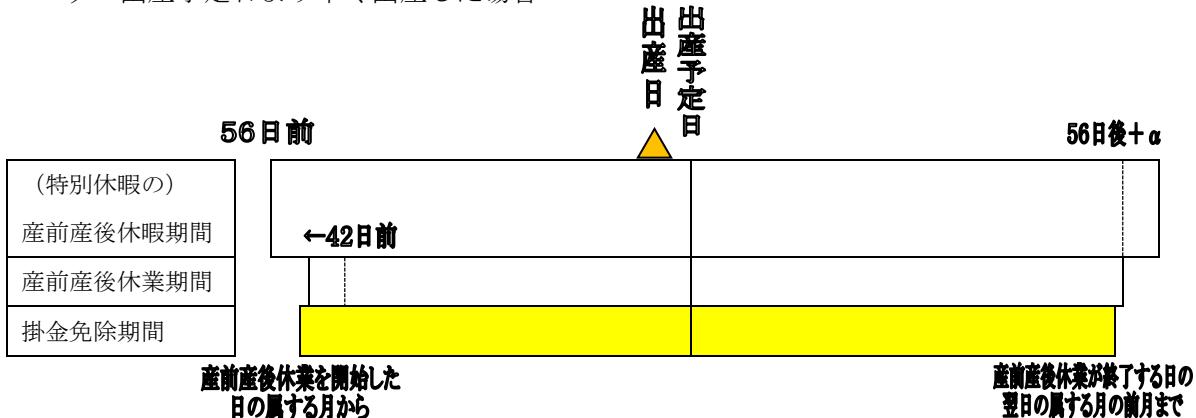
イ 出産予定日より遅く出産した場合



[対象期間]

	期間（自）	期間（至）
産前産後休暇	出産予定日の 56 日前 (条例、規則による)	出産日の 56 日後 (条例、規則による)
産前産後休業	出産予定日の 42 日前	出産日の 56 日後
掛金等免除	出産予定日の 42 日前の属する月から	出産日の 56 日後の翌日の属する月の前月まで

ウ 出産予定日より早く出産した場合



[対象期間]

	期間（自）	期間（至）
産前産後休暇	出産予定日の 56 日前 (条例、規則による)	出産日後 56 日 + α (条例、規則による)
産前産後休業	出産日の 42 日前	出産日の 56 日後
掛け金等免除	出産日の 42 日前の属する月 から (ただし、产前产后休暇 の范围内に限ります。)	出産日の 56 日後の翌日の属 する月の前月まで

[手続き方法]

提出書類：产前产后休业挂金等免除（变更）申出書

添付書類：a 产前产后休暇を取得していること及びその期間を確認できる書類

　・出勤簿又は休暇届の写し

　・特別休暇申請書の写し など

b 子の出産（予定）日を確認できる書類

　・母子手帳の写し

　・妊娠証明書

　・医師の診断書 など

c 出産（予定）人数を確認できる書類（多胎のみ）

　・医師の診断書 など

※ 写しを提出する場合にあっては、所属所長の原本照合の証明印を押印してください。

お願い

特別休暇の産前産後休暇（有給休暇）は育児休業等とは異なり、給与支払者において当該情報を把握することが困難であるため、組合員本人からの掛け金免除の申出が行われない場合にあっては、掛け金等の免除が行われないこととなります。

つきましては、各所属所の事務担当者の皆さんにお手数をおかけすることとなります。該当者がいる場合は速やかに手続きを行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。

② 育児休業等掛け金免除

育児休業等をしている組合員が組合に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛け金等が免除されます。

〔手続き方法〕

提出書類：育児休業等掛け金等免除（変更）申出書

添付書類：育児休業等の承認を受けたことを確認できる書類（辞令書など）

※ 写しを提出する場合にあっては、所属所長の原本照合の証明印を押印してください。

提出時期：育児休業等の承認を受けた日以降

（7）海外居住等に伴う介護保険の適用

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（組合員）は、介護保険法における被保険者（第2号被保険者）となり、当該期間について介護掛け金を徴収することとなります。

なお、40歳以上65歳未満の組合員であっても、

- ・日本国内に住所を有しなくなった
- ・身体障害者療養施設等に入所した

場合は、被保険者（第2号被保険者）の資格を喪失します。

したがって、海外居住等に該当する、又は該当しなくなった場合には「介護保険第2号被保険者資格取得／喪失届書」を速やかに共済組合へ提出してください。